

西村あさひ法律事務所

米国個人情報保護法最新動向
ADPPA Bill の概要(7) 消費者のデータの権利(2)

北米 / 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2022 年 10 月 6 日号

執筆者:

E-mail✉ 石川 智也

E-mail✉ 大竹 祥太

E-mail✉ 河合 優子

E-mail✉ 佐々木 将也

本連載は、米国版 GDPR とも呼ばれることのある、米国の連邦レベルでの個人情報保護法である American Data Privacy and Protection Act(ADPPA)の案について、個別の規定を紹介することを目的とする。第 7 回では、第 6 回に続いて、消費者のデータの権利の内容として定められている規定のうち、個人のデータの所有及び管理(Individual data ownership and control)に係る権利並びにこれに関連する対象事業体の義務について紹介する。

なお、ADPPA の案の全体像や今後の見込みについては、[本ニュースレター2022 年 6 月 6 日号](#)や[同 7 月 22 日号](#)をご参照いただきたい。また、本連載では、2022 年 7 月 20 日に下院に提出された条文を参照しているが、条文は今後も変更の可能性があるため、参照に当たっては、随時最新の内容であるか慎重に確認されたい。

III 消費者のデータの権利(Consumer Data Rights)

4. 個人のデータの所有及び管理(Individual data ownership and control)

(1) 個人による権利行使要求

ADPPA では、個人に対し、アクセス権、訂正権、削除権及びデータポータビリティ権が認められている(203 条(a))。対象事業体が個人から有効な権利行使の要求(以下「権利行使要求」という)を受けた場合、対象事業体は、原則として、当該権利行使要求に対応しなければならない。各権利の概要は以下のとおりで、いずれも、要求した本人に関する対象データが対象である。

権 利	概 要
アクセス権	以下の情報にアクセスする権利(203 条(a)(1)) <ul style="list-style-type: none"> 要求前の過去 24 か月以内に対象事業体又はそのサービスプロバイダが収集、処理又は移転した対象データ¹。合理的な個人が理解でき、かつ、インターネットからダウンロード可能な、見読性のある形式でアクセスできなければならない。 対象事業体が対象データを有償で移転した第三者の種類(category)及び名称、サービスプロバイダの種類、並びに、対象データの収集源の種類 対象事業体が第三者又はサービスプロバイダに対象データを移転した目的の説明
訂正権	対象事業体が処理する対象データに関して、検証可能かつ重大な不正確性又は不完全性を有する情報を訂正し、かつ、対象事業体が当該対象データを移転した全ての第三者又はサービスプロバイダに対して訂正した情報を通知する合理的な努力をするよう対象事業体に指示する権利(203 条(a)(2))

¹ 但し、バックアップ又はアーカイブ・システム内の対象データを除く。

削除権	対象事業者が処理する対象データを削除し、かつ、対象事業者が当該対象データを移転した全ての第三者又はサービスプロバイダに対して個人の削除要求を通知する合理的な努力をするよう対象事業者体に指示する権利(203条(a)(3))
データポータビリティ権	技術的に可能な範囲で、本人又は直接他の事業者に対して、対象事業者が処理する対象データ ² を、移転に関して何らの制約なく、以下の形式で移転する権利(203条(a)(4)) <ul style="list-style-type: none"> 合理的な個人が理解でき、かつ、インターネットからダウンロード可能な、見読性のある形式 携帯可能で、構造化され、互換性があり、かつ、機械が読み取り可能な形式

(2) 対象事業者の履践すべき手続等

<条件付けの禁止>

対象事業者は、以下の方法を用いて、直接又は実質的に、個人の上記権利の行使を条件付けし、又はそれを試みてはならない(203条(b))。

- ① 虚偽、架空、詐欺的又は著しく誤解を招くような記述又は表現の使用
- ② ユーザー・インターフェースの設計、変更又は操作のうち、上記権利の行使について、合理的な個人の自律性、意思決定又は選択を不明瞭にし、阻害し又は損なわせる、目的又は実質的な効果を有するもの

<対応期限>

権利行使要求への対応期限は、対象事業者の類型によって、以下のとおり区別して規定されている。但し、本人確認が明らかに実行不能である又はそれに類似するほど費用を要する場合には、下記の対応期限は適用されない(203条(c)(1))。

対象事業者の類型	対応期限
原則	個人の要求を受けてから 60 日以内
大規模データ保有者	個人の要求を受けてから 45 日以内
小規模事業者	個人の要求を受けてから 90 日以内

上記の対応期限は、一度だけ延長が認められる。具体的には、個人の要求の複雑さ及び数を考慮して合理的な必要性がある場合には、最初の 45 日の対応期間内に当該個人に対して理由を示して通知することにより、対応期限を 45 日間延長することができる(203条(c)(2))。

<費用負担>

権利行使に係る費用は、12 か月間に 2 回の行使までは、個人は費用を負担しない。3 回目以降については、権利行使をする個人は、各権利行使要求ごとに合理的な手数料を支払う必要がある(203条(d))。

<アクセシビリティ>

対象事業者は、自己の製品又はサービスの提供にあたり使用する対象言語で、個人が権利行使要求を行えるようにしなければならない。また、障がいをもつ個人が容易にアクセス及び利用可能な方法としなければならない(203条(h))。

(3) 権利行使要求に対する拒絶事由

ADPPA 上、個人の権利行使要求に対する拒絶事由が詳細に定められている。各事由は、拒絶しなければならない場合と、拒絶できる場合とに分けられる。

² 個人と関連づけられ、又は合理的に関連づけられ得る推論を含むが、その他の派生データは含まない。

<権利行使要求を拒絶すべき場合>

対象事業体は、以下の何れかの場合には、権利行使要求の全部又は一部を拒絶しなければならない(203条(e)(1))。

- ① 対象事業体において、権利行使要求を行った個人が当該要求の対象である対象データに係る個人(又は当該個人に代わって権利行使要求を行う権限を有する個人)であることを合理的に確認できない場合
- ② 対象事業体において、当該権利行使要求が対象事業体と他の個人との間の契約を妨害するためにされたと合理的に認める場合
- ③ 対象事業体において、当該権利行使のために他の個人のセンシティブデータへのアクセス又は訂正が必要となると判断する場合
- ④ 対象事業体において、当該権利行使のために当該事業体が FTC 法 5 条に規定された不公正又は欺瞞的行為に関与せざるを得ないと合理的に認める場合
- ⑤ 対象事業体において、当該権利行使要求が、不正行為を助長し、犯罪行為を援助し、又は権利行使がデータセキュリティへの脅威をもたらすことを目的としてなされたものであると合理的に認める場合

上記①の場合には、対象事業体は、当該権利行使要求をする個人に対して、当該個人の本人確認の目的でのみ追加情報を提出させることができる。当該追加情報を他の目的のために処理又は移転することは許容されない(203条(e)(2))。

<権利行使要求を拒絶できる場合>

対象事業体は、個人に対して十分な説明を行った上で、以下に該当する権利行使要求の全部又は一部を拒絶することができる(203条(e)(3)(A))。

- ① 単一かつ一回限りの取引のために収集された対象データ(当該取引の完了以外の目的では処理又は移転されない場合に限る)の保持を要求するもの
- ② 要求に応じることが明らかに実行不能³であるか、又は法外な費用を要するもの。この場合、対象事業体は、当該個人に対して、要求に応じることができない旨を詳細に説明しなければならない。
- ③ 非識別データの再識別化を試みることを要求するもの
- ④ 対象データを識別可能な形式で維持し、又は検証された個人の権利行使要求と当該個人の対象データとの関連づけを可能にするためにデータを収集、保持若しくはアクセスすることを要求するもの
- ⑤ 企業秘密その他の部外秘又は機密の企業情報の公表につながるもの
- ⑥ 対象データの訂正要求のうち、不正確性や不完全性を合理的に検証できないもの
- ⑦ 法の執行、司法手続、調査、又は不正な、悪意のある、若しくは不法な活動の防止・検出・阻止・調査若しくは有効な契約の執行のための合理的な活動を妨害するもの
- ⑧ 連邦法若しくは州法又は他の個人の権利及び自由(合衆国憲法上のものを含む)を侵害するもの
- ⑨ 削除要求の機密記録⁴の維持を妨げるもの
- ⑩ FTC の規則に列挙された事由に該当するもの
- ⑪ 削除要求のうち、以下のもの
 - (a) 対象事業体の他の顧客に対する製品又はサービスの提供を不当に妨害するもの
 - (b) 公人に関連する対象データを削除するもので、かつ、それについて、要求した個人がプライバシーに対する合理的な期待を有さないもの
 - (c) 対象事業体と個人との間の契約を履行するために合理的に必要な対象データを削除するもの
 - (d) 対象事業体が職業倫理上の義務を遵守するために保持する必要のある対象データを削除するもの
 - (e) 対象事業体が違法行為又は対象事業体の製品若しくはサービスの乱用の証拠となり得ると合理的に認める対象データを削除するもの
 - (f) 州法により定義された私立小中学校及び 1985 年高等教育法第 1 編により定義された私立の高等教育機関に

³ 多数の権利行使要求を受けたことは、それ自体では、必ずしも「明らかに実行不能」とはみなされない(203条(e)(3)(C))。

⁴ 個人が削除要求を提出し、対象事業体がこれ以上当該データを収集、処理又は移転しないよう要求した後に、当該個人の対象データが再度収集されることがないようにするという目的でのみ維持されるものをいう。

については、当該学校又は機関による教育サービスの提供又は通常の運営を不当に妨害する対象データを削除するもの

個人の権利行使要求の一部を拒絶できる場合であっても、当該権利行使要求の残部に対応することが可能であり、かつ不当に対象事業者等の負担とならない場合には、対象事業者等は、当該残部について対応しなければならない(203条(e)(3)(B))。

また、FTC は、対象事業者が権利行使要求に係る規定を遵守するための手続を確立するために必要な規則を定めることができる(203条(f))、当該規則において、個人の権利を保護し、対象事業者の過度の負担を軽減し、アクセス権・訂正権・削除権・ポータビリティ権の行使による不当又は不合理な結果を防止する等の目的を達成するために必要な拒絶事由(上記⑩参照)を定めることができる(203条(e)(3)(D))。

(4) 大規模データ保有者による指標の開示

大規模データ保有者は、権利行使要求への対応状況を開示する必要がある。すなわち、大規模データ保有者に該当する対象事業者は、大規模データ保有者に該当していた各暦年ごとに、以下の指標を集計し、翌暦年の7月1日までに、プライバシーポリシー又はそのハイパーリンクからアクセス可能な公開サイト上で、当該集計結果を開示する義務を負う(203条(f))。

- ① 有効なアクセス要求の数
- ② 有効な訂正要求の数
- ③ 対象データの移転のオプトアウト要求の数
- ④ ターゲティング広告のオプトアウト要求の数
- ⑤ ①～④の各要求について、当該大規模データ保有者がその全部又は一部に応じ、又は拒絶した要求の数
- ⑥ ①～④の各要求に対し、当該大規模データ保有者が実質的に対応した日数の中央値又は平均値

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 